

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会  
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)  
令和7年7月2日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2400498号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2500018号

## 第1 結論

- 1 請求者のA社における平成27年10月1日から令和4年8月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。当該期間の標準報酬月額については、平成27年10月から平成28年8月までを30万円から36万円、同年9月から平成30年3月までを30万円から34万円、同年4月から平成31年3月までを30万円から38万円、同年4月から令和4年7月までを30万円から41万円とする。

平成27年10月から令和4年7月までの期間の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成27年10月から令和4年7月までの期間の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における平成28年8月10日、同年12月28日及び平成29年8月10日の標準賞与額を訂正することが必要である。当該期間の標準賞与額については、平成28年8月10日を9万7,000円、同年12月28日を9万6,000円、平成29年8月10日を7万1,000円とする。

平成28年8月10日、同年12月28日及び平成29年8月10日の標準賞与額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和34年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成27年10月1日から令和4年8月1日まで  
② 平成28年8月10日  
③ 平成28年12月28日  
④ 平成29年8月10日

A社で厚生年金保険の被保険者資格を取得した平成27年10月1日から令和4年8月1日ま

での期間における保険給付の対象となる標準報酬月額が、報酬月額と比較して低額となっているため記録を訂正してほしい。また、平成 28 年 8 月 10 日、同年 12 月 28 日及び平成 29 年 8 月 10 日に支給を受けた賞与の記録が保険給付の対象とならない記録となっているため、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

### 第 3 判断の理由

- 1 請求期間①について、事業主から提出された賃金台帳、請求者から提出された金融機関に係る明細表、給料支払明細書（控）及び給与所得に対する所得税源泉徴収簿データ並びに B 市から提出された所得照会文書（回答）（あわせて、以下「支給及び控除資料」という。）から判断すると、当該期間の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額及び報酬月額に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録の標準報酬月額を超えていることが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除をしていたと認められる厚生年金保険料額又は報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、平成 27 年 10 月から平成 28 年 8 月までの標準報酬月額を 30 万円から 36 万円、同年 9 月から平成 30 年 3 月までの標準報酬月額を 30 万円から 34 万円、同年 4 月から平成 31 年 3 月までの標準報酬月額を 30 万円から 38 万円、同年 4 月から令和 4 年 7 月までの標準報酬月額を 30 万円から 41 万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 27 年 10 月 1 日から令和 4 年 8 月 1 日までの期間に係る請求者の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届（訂正届）、健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及び健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届を、年金事務所に対し保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出していることから、年金事務所は、請求者の請求期間①の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間②から④までに支給された賞与に係る支給及び控除資料から、請求者は、請求期間②は 9 万 7,000 円、請求期間③は 9 万 6,000 円、請求期間④は 7 万 1,000 円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除をしていたと認められる厚生年金保険料額又は賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、各請求期間に係る標準賞与額については、平成 28 年 8 月 10 日を 9 万 7,000 円、同年 12 月 28 日を 9 万 6,000 円、平成 29 年 8 月 10 日を 7 万 1,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 28 年 8 月 10 日、同年 12 月 28 日及び平成 29 年 8 月 10 日の賞与に係る請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、年金事務所に対し保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出していることから、年金事務所は、請求者の平成 28 年 8 月 10 日、同年 12 月 28 日及び平成 29 年 8 月 10 日の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2500003号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2500019号

## 第1 結論

- 1 請求期間③、④、⑤、⑥、⑦、⑨、⑫、⑬及び⑭について、請求者のA社における別表の第1欄に掲げる賞与支給年月日の標準賞与額を、同表の第4欄に掲げる標準賞与額にそれぞれ訂正することが必要である。

請求期間③、④、⑤、⑥、⑦、⑨、⑫、⑬及び⑭に係る別表の第1欄に掲げる賞与支給年月日の訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者の請求期間④、⑤、⑨及び⑬に係る訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められ、請求期間③、⑥、⑦、⑫及び⑭に係る訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては明らかでないと認められる。

- 2 請求期間③、④、⑤、⑥、⑦及び⑨について、請求者のA社における別表の第1欄に掲げる賞与支給年月日の標準賞与額を、同表の第4欄に掲げる標準賞与額から同表の第5欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

請求期間③、④、⑤、⑥、⑦及び⑨の標準賞与額(上記1の訂正後の標準賞与額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

- 3 その他の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和52年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成21年12月  
② 平成22年8月  
③ 平成22年12月  
④ 平成23年8月  
⑤ 平成23年12月

- ⑥ 平成 24 年 8 月
- ⑦ 平成 24 年 12 月
- ⑧ 平成 25 年 8 月
- ⑨ 平成 25 年 12 月
- ⑩ 平成 26 年 8 月
- ⑪ 平成 26 年 12 月
- ⑫ 平成 27 年 8 月
- ⑬ 平成 27 年 12 月
- ⑭ 平成 28 年 6 月

請求期間①から⑭までについては、勤務していたA社から賞与を支給されたが、厚生年金保険の加入記録に反映されていないので記録を訂正してほしい。

### 第3 判断の理由

- 1 請求期間③、④、⑤、⑥、⑦、⑨、⑫、⑬及び⑭については、支給及び控除資料（請求者から提出された賞与支払明細書、A社から提出された請求者に係る平成 25 年冬季賞与支払明細書、金融機関から提出された請求者の預金口座に係る取引明細表、当該各請求期間に係る複数の同僚の賞与支払明細書及び預金通帳の写しをいう。以下同じ。）により、請求者は、A社から、別表の第1欄に掲げる日において同表の第2欄に掲げる標準賞与額に相当する賞与を支給され、当該賞与から同表の第3欄に掲げる標準賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間③、④、⑤、⑥、⑦、⑨、⑫、⑬及び⑭に係る標準賞与額については、支給及び控除資料により確認又は推認できる厚生年金保険料控除額から、別表の第4欄に掲げる額に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求期間④、⑤、⑨及び⑬の賞与に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、日本年金機構が保管しているA社の当該期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届総括表により、事業主は当該期間に係る賞与を「不支給」と届け出たことが確認できることから、年金事務所は、当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、事業主が請求期間③、⑥、⑦、⑫及び⑭の賞与に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出したか否か、また保険料を納付したか否かはいずれも不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

- 2 請求期間③、④、⑤、⑥、⑦及び⑨については、請求者から提出された賞与支払明細書及び前記の平成 25 年冬季賞与支払明細書により、請求者は、A 社から、別表の第 2 欄に掲げる標準賞与額に相当する賞与を支給されたことが確認できることから、当該期間の標準賞与額を、前記 1 により訂正後の同表の第 4 欄に掲げる標準賞与額から、同表の第 5 欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

なお、訂正後の標準賞与額（前記 1 の訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

- 3 請求期間①、②、⑧、⑩及び⑪については、請求者及び事業主は、当該期間における賞与支給額及び厚生年金保険料控除額を確認できる資料（賞与支払明細書、賃金台帳等）を保管しておらず、金融機関は、10 年を超える預金口座データは保存していない旨回答している。

このほか、請求者の請求期間①、②、⑧、⑩及び⑪における賞与支給額及び厚生年金保険料控除額を確認又は推認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者の請求期間①、②、⑧、⑩及び⑪の標準賞与額に係る厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 別表

| 請求期間      | 第1欄         | 第2欄                | 第3欄                         | 第4欄                         | 第5欄                                 |
|-----------|-------------|--------------------|-----------------------------|-----------------------------|-------------------------------------|
|           | 賞与支給年月日     | 賞与支給額に見合う<br>標準賞与額 | 厚生年金保険料<br>控除額に見合う<br>標準賞与額 | 厚生年金特例法<br>により訂正する<br>標準賞与額 | 厚生年金保険<br>法（75条本<br>文）訂正後の<br>標準賞与額 |
| ③平成22年12月 | 平成22年12月10日 | 26万円               | 25万5,000円                   | 25万5,000円                   | 26万円                                |
| ④平成23年8月  | 平成23年8月15日  | 25万円               | 24万5,000円                   | 24万5,000円                   | 25万円                                |
| ⑤平成23年12月 | 平成23年12月9日  | 30万円               | 28万8,000円                   | 28万8,000円                   | 30万円                                |
| ⑥平成24年8月  | 平成24年8月10日  | 25万円               | 24万円                        | 24万円                        | 25万円                                |
| ⑦平成24年12月 | 平成24年12月20日 | 30万円               | 28万1,000円                   | 28万1,000円                   | 30万円                                |
| ⑨平成25年12月 | 平成25年12月20日 | 30万円               | 29万4,000円                   | 29万4,000円                   | 30万円                                |
| ⑫平成27年8月  | 平成27年8月14日  | 30万2,000円          | 30万2,000円                   | 30万2,000円                   | —                                   |
| ⑬平成27年12月 | 平成27年12月25日 | 32万円               | 32万円                        | 32万円                        | —                                   |
| ⑭平成28年6月  | 平成28年6月10日  | 35万円               | 35万円                        | 35万円                        | —                                   |